

平成 23 年度第 2 回独立行政法人物質・材料研究機構契約監視委員会
議事要旨

1. 日 時：平成 23 年 10 月 20 日（木）14:00～16:30
2. 場 所：学術総合センター 共用会議室
3. 出席者：橋本委員長、藤野委員、竹内委員、岸本委員、芳賀委員
4. 議題
 - (1) 前回委員会議事概要について
 - (2) 平成 22 年度における独立行政法人の契約状況について
 - (3) 平成 23 年度における点検・見直し方法等について
 - (4) 平成 23 年度第 1・四半期の契約に係る点検について
 - (5) その他

5. 議事概要

冒頭、委員の交代について説明があり、確認された。

議題(1) 前回委員会議事概要について

事務局から前回委員会の議事概要（案）について説明があり、審議の結果、了承された。

議題(2) 平成 22 年度における独立行政法人の契約状況について

事務局から平成 23 年 9 月 2 日に総務省行政管理局が公表した「平成 22 年度における独立行政法人の契約状況について」に基づき平成 22 年度における物質・材料研究機構の契約状況について説明があった。

また、事務局から同資料に記載されている「今後の取組」に対する対応策について説明があり、審議の結果、了承された。

なお、委員から以下の意見があった。

- ・競争性のない随意契約について、費用対効果の面から契約金額も点検のポイントにした方がよい。
- ・「新たに競争性のない随意契約を締結する場合」の「新たに」の解釈は主務省に確認する必要がある。
- ・突発的な案件、緊急性を要する案件に関して、契約手続きに時間的な余裕がある場合及び判断し難いグレーゾーンの案件については事前に契約監視委員会の意見を聴取してはどうか。
- ・事後チェックにせざるを得ない真に緊急性を要する場合は契約監視委員会委員

長からのみ意見を聴取することにしてはどうか。

- ・一者応札・応募となった案件に係る審議対象案件の抽出方法については無作為抽出ではなく、点検・見直しに当たっての主な観点を踏まえた基準を定めてはどうか。

議題(3) 平成 23 年度における点検・見直し方法等について

事務局から資料に基づき説明があり、審議の結果、議題(2)に関連する事項の修正を行うことでした承された。

議題(4) 平成 23 年度第 1・四半期の契約に係る点検について

ア) 競争性のない随意契約

事務局から調査表に基づき点検対象となる契約（22 件）の説明があり、審議の結果、真にやむを得ないものと点検結果は了承された。

イ) 一者応札・一者応募となった契約

事務局から調査表に基づき点検対象となる契約（115 件）の説明があり、引き続き各委員が抽出した案件について審議を行った。審議の結果、一者応札となった経緯、要因から判断し、やむを得ないものと点検結果は了承された。

また、更新契約において前年度に引き続き一者応札・応募となった案件については、一者応札・応募となった要因について確認され、次回の委員会で点検することとなった。

なお、委員から以下の意見があった。

- ・一者応札・応募となった要因を分類化することで、一者応札・応募となった原因の把握及び点検・見直しに役立つことが期待できる。今回の資料でも分類しているが、更に精査して頂きたい。

議題(5) その他

○事務局から次回委員会の日程等について説明があった。

以上